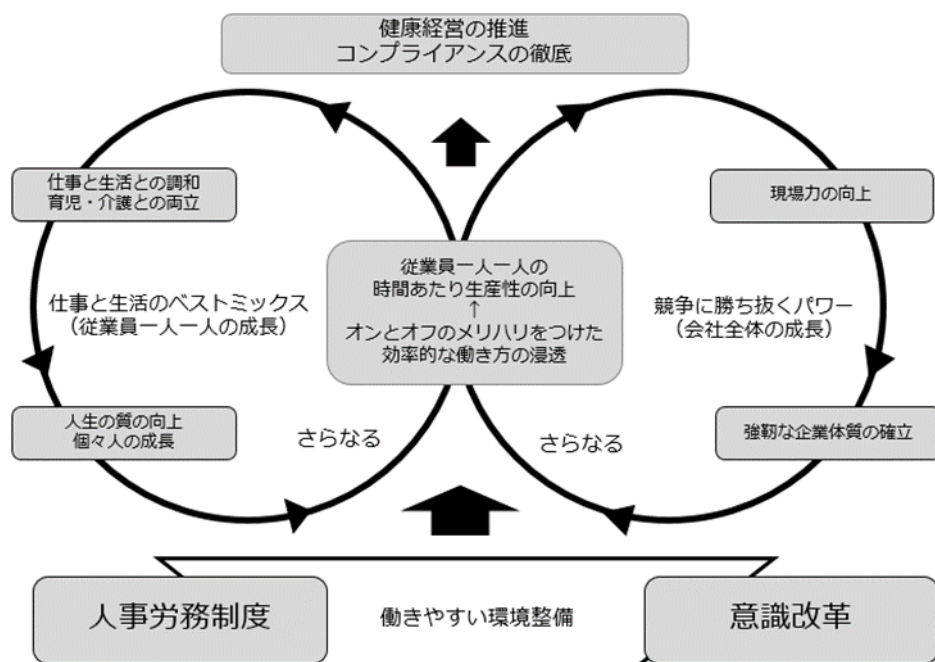




## 人口減少の中でも成長を続けるため、働き方改革は「待ったなし」

### 広島県「働き方改革の外部視点アドバイザー事業」を受託しました

仕事と暮らしを充実させる「欲張りライフ」の実現に向け、2017年度、県内企業の働き方改革の取り組みへの支援を本格化させます。各企業の課題や段階に応じたきめ細かい支援が必要と判断し、改革に意欲がある約50社を想定して、従業員の意識調査や現状と課題の分析を進め、新たな働き方を提案する「外部視点アドバイザー事業」を当社が受託しました。時期や募集要項につきましては、あらためてご案内してまいります。



#### ご支援メニュー（案）

##### 休業・休暇制度

有給休暇の取得促進月間  
年次有給休暇の取得促進  
育児・介護休暇制度  
配偶者出産休暇  
看護休暇など

##### 働く時間の見直し

ノー残業デーの実施  
フレックスタイム制度  
短時間勤務制度  
時間単位の有休  
在宅勤務など

##### 人材確保

採用ノウハウの提供  
労働条件・賃金制度  
キャリアコンサルティング  
多様な雇用形態  
広報活動など

##### 柔軟な働き方

パートから正社員への転換  
勤務地限定制度  
短時間勤務制度  
退職者の再雇用制度  
在宅勤務など

##### 教育・啓発

経営層・管理職研修  
有給休暇の取得促進月間  
他社事例の紹介など

##### 業務改善

業務の見える化  
マニュアル作成  
業務日誌のIT化  
業務の予実分析  
多能工化など

##### 生産性向上

業務の工数分析  
多様な労働時間制度  
業務フロー見直し  
評価項目追加  
多能工化など

# SATO'S NEWS LETTER

2017年5月号  
(No.90)

## CONTENTS

- 「働き方改革」事業受託P.1
- 助成金情報……………P.2
- 有期契約から無期転換の申し出は一定の要件の方で既に始まっています……………P.3
- セミナー情報……………P.4
- 人事労務ニュース……………P.4
- スタッフ紹介……………P.4

## 5月の社会保険労務と税務

### 5月10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

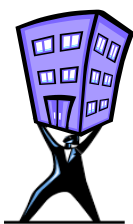
### 5月31日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

## 公式 Facebook ページ開設



いいね！



## 助成金情報

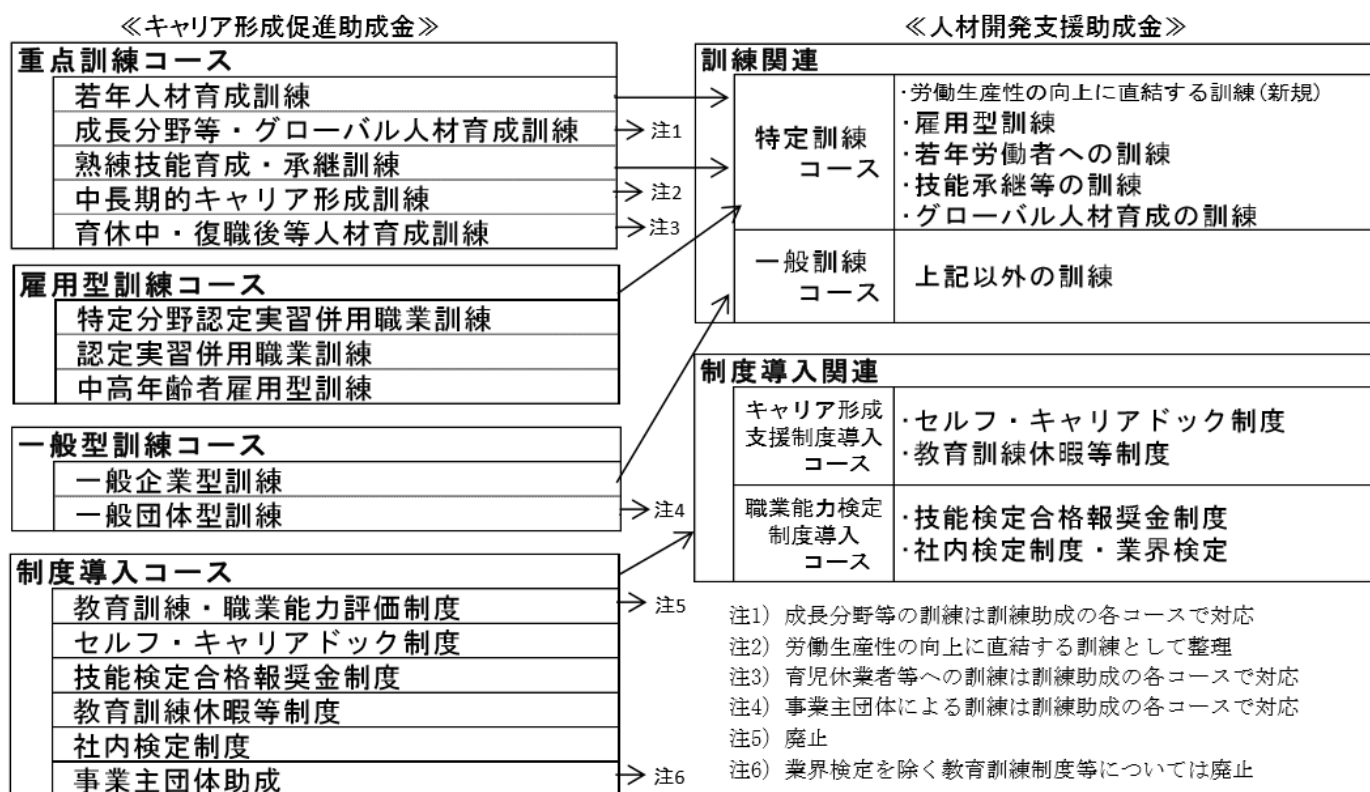
# -NEW- 人材開発支援助成金



キャリア形成促進助成金の名称が平成29年4月から  
人材開発支援助成金に変更されます。

- 名称をキャリア形成促進助成金から「人材開発支援助成金」へ変更
- 労働生産性が向上している企業については、助成率・助成額を上乗せする

■ 助成メニューの整理統合（特定訓練コース・一般訓練コース・キャリア形成支援制度導入コース・職業能力検定制度導入コースに再編及び一部助成メニューの廃止）  
（以下図、参照）



## ○ 助成額（制度導入の場合）

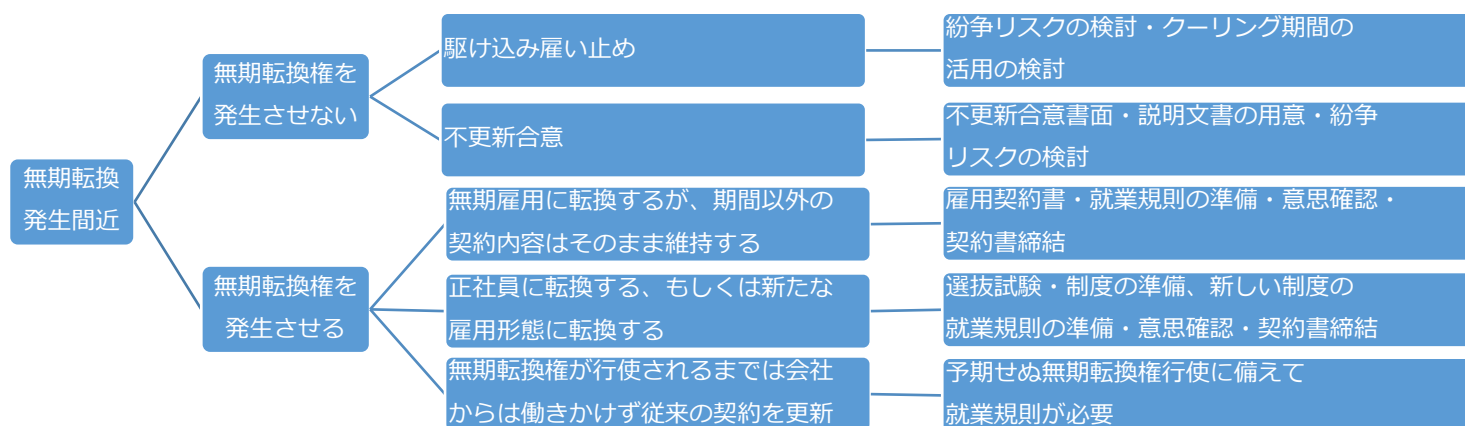
| 支給対象制度           | 助成額    |             |
|------------------|--------|-------------|
|                  |        | 生産性要件を満たす場合 |
| ○キャリア形成支援制度導入コース | 47.5万円 | 60万円        |
| ○職業能力検定制度導入コース   |        |             |

詳しくは、社会保険労務士法人サトーまで

## 有期契約から無期転換の申し出は一定の要件の方で既に始まっています

下記の確認と対応はお済ですか？

### 無期転換対応のフロー



#### 1. 無期転換申し込み予定の確認

契約の終了時点で平成 25 年 4 月 1 日以降の契約期間が 5 年を超えると、現契約期間中に申し出があれば、契約終了の翌日から無期雇用へ転換します。

#### 2. 契約期間は会社単位です。退職されて復職した人いませんか？

事業所単位ではありません。退職されていて、6 か月以内に同じ会社の他の事業所で勤務された場合は契約期間が通算されます。

#### 3. 不更新の合意は、厳しく有効性が問われます。

#### 4. 無期転換後の労働条件は、契約期間が無期に変わるだけです。

別段の定めのない場合、契約時間、時間給などはそのままです。

#### 5. 無期転換に年齢制限はありません。

年齢が何歳でも、5 年を超えれば無期転換権は発生します。(定年後の継続雇用者には後記の特例があります)

#### 6. 無期雇用の定年退職年齢は決めましたか？

無期転換社員が発生する前に定めておかないと、定年のない無期雇用から定年のある無期雇用への不利益変更とみなされます。＊定年は 60 歳を下回って定めることはできません

#### 7. 60 歳定年の場合、正社員と同様、定年後 65 歳までの雇用義務が発生します。

#### 8. 60 歳以降の無期転換の定年年齢はどうすれば良いか？

定年年齢は 1 つでなくても大丈夫です。第二定年、第三定年を定めることができます。

#### 9. 無期転換の定年後再雇用で 1 年単位の契約は可能ですか？

可能ですが、有期契約が 5 年を超えると無期転換権が発生します。

#### 10. ただし、定年退職後の継続雇用者は、継続雇用の高齢者の特例があります。

事業主が第二種計画・認定変更申請書を都道府県労働局長に申請し認定を受けた場合、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申し込み権が発生しません。

#### 11. 無期転換就業規則のない場合、正社員の退職金や手当支給規程の適用もありえます。

無期転換就業規則がなく、かつ正社員就業規則の適用対象が曖昧な場合、正社員就業規則が適用される可能性あり



無期転換従業員が正社員のみに認められていた労働条件が適用される。(退職金、手当、賞与等)

### POINT

1. 無期転換になった場合、必ず雇用契約書、労働条件通知書を発行し、無期雇用であることを明示する義務が生じます。
2. 就業規則で定年年齢他、無期転換の取り扱いについて定めてください。
3. 第二種計画・認定変更申請書を早急に都道府県労働局長あてに申請し、定年後の継続雇用者の無期転換申し込み権が発生しないように手続きしてください。

無期転換の就業規則・雇用契約書、第二種計画・認定変更申請書はサトーでご相談を承っています。



## セミナー情報 「合同勉強会」

## テーマ「改正個人情報保護法の全面施行」 ー 個人情報をどう取り扱うかー

【第1部】 担当：弁護士法人 広島メーブル法律事務所

- ① 個人情報保護法の改正の概要
- ② 改正をふまえて事業者は何をすべきか



平成27年9月3日に改正された、いわゆる個人情報保護法が、いよいよ本年5月30日から完全施行されます。情報の利活用を図る一方で、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴など「要配慮個人情報」の取扱いの厳格化が盛り込まれるなど、個人情報保護の強化が図られ、法人・個人を問わず、小規模事業者にも適用されます。情報管理のあり方が、事業の信用や将来に大きな影響を及ぼす時代に、どのような点に留意すべきかお伝えします。

### 【第2部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス

- ◆日時：平成29年6月7日（水）14:00～17:00
- ◆会場：NTTクレド白島ビル2階 会議室（広島市中区東白島町14-15）

※お車でお越しの方は、ビルに隣接した大型立体駐車場をご利用下さい。

- ◆費用：無料 お申込締切：5月31日
- ◆お申込み・お問い合わせ 弊社まで

## セミナー情報 「働き方改革×全力人事セミナー in 広島」

経営者・人事労務担当者様

# 働き方改革 × 全力人事

時代到来

中小企業が取り組むべき6つのソリューション

## 働き方改革×全力人事セミナー in 広島

日時 平成29年5月26日（金）  
10:00～16:00（開場 9:45）

場所 合人社ウエンディひとまちプラザ  
北棟5階 研修室B・C  
〒730-0036 広島市中区袋町6番36号  
TEL (082) 545-3911

入場料 無料 定員 各50名様

- ①10:00～11:00 働き方改革で組織を変えるチャンス！
- ②11:00～12:00 求職者のココロに響く最新 web 活用！
- ③12:00～13:00 知らなきゃ損する“助成金”活用法！
- ④13:00～14:00 年末調整の業務8割削減を実現！
- ⑤14:00～15:00 次世代の外国人活用はコレだ！
- ⑥15:00～16:00 401K(確定拠出年金)で人材定着へ！

### スタッフ紹介

山縣 夕妃絵  
(やまがた ゆきえ)



血液型：O型  
趣味：美術鑑賞 /  
ひろしま通検定合格、  
日本酒伝道師®

今年3月に東京事務所へ入社致しました。

東京広島県人会事務局、広島ブランドショップ TAU での勤務を通じ、広島とのご縁が出来、特に日本酒に詳しくなりました。不慣れな点も多々ありますが、お客様のご要望に応えられるよう研鑽を積んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

### 社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9:00～18:00

電話：082 (546) 2080 FAX：082 (546) 2081

### 社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9:00～18:00

電話：03 (5829) 8982 FAX：03 (5829) 8983